[廃棄物焼却炉]　令和7(2025)年度

勿来工場

1　施設名称：4号ボイラー

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	112	109	119	86	92	112	0	132	102	121	119	126	1,231
木くず	t／月													0
紙くず	t／月													0
廃プラ	t／月													0
その他	t／月													0
合計	t／月	112	109	119	86	92	112	0	132	102	121	119	126	1,231

(2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂部	集塵機入口	煙突入口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	ボイラー下　バグフィルター		
除去した日	連続排出		

(3)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項ニ】

ばい煙(測定位置:煙突入口)	排ガス採取日		5/15		7/9		9/10		11/13		1/20		3/13	
	結果の得られた日		5/29		8/22		9/22		12/4		1/29		3/31	
	基準値	単位												
硫黄酸化物	76.9以下	ppm	5		8		8		1		7		4	
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.003		<0.001		<0.001		0.001		0.009		<0.001	
窒素酸化物	220以下	ppm	110		120		120		110		130		130	
塩化水素	30以下	mg/Nm3	<1		<1		<1		<1		<1		<1	

ダイオキシン類(測定位置:煙突入口)	排ガス採取日			6/27						12/23				
	結果の得られた日			7/17						1/22				
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3		0.037						0.019				